

財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十八年四月二十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日
財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第五十五
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十八年法律第十一号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

非 競 争 入

ハ

札 発 行 争

六

非 者 特 国 札 非

イ

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

し、価格競争入札において募入
 の決定を受けた各申込みの募入
 の格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各債
 市場で特別参加者ごとに発行（以
 下「市場特別参加者」）を以
 額を定めるものによる発行（以
 下「国債市場特別参加者」）を以
 非価格競争入札発行」という。）

も申込みのうち応募額の高低
 当てる。その応募額を順次割り
 各申込みの応募額を案分により
 割り当てて。各債市場特別参加
 者ごとの応募限度額の範囲にお
 いて各申込みの応募額を割り当
 てる。

額面金額で一兆八千五百十九億
 円、うち「財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、千六百萬九
 十億七千三百五十万円、平成

		七 イ 払込金額					八 口																				
者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	札 幣 行 入	非 競 争 入	入 札 競 争 額	争 入 札 競 争 額	非 競 争 額	者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	札 幣 行 入	非 競 争 入															
千 六 百 三 十 八 億 千 六 十 五 万 円	円	二 百 億 二 千 二 百 九 十 七 万 千 五 百	十 三 兆 八 千 九 百 三 十 三 億 九 千 八 百 二	一 兆 八 千 九 百 三 十 三 億 九 千 八 百 二	千 六 百 三 十 五 億 円	千 六 百 三 十 五 億 円	利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 で	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 計 法 第 五 条	百 九 十 九 億 八 千 五 百 万 円	利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 で	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 計 法 第 五 条	千 八 百 十 七 千 五 百 円	国 債 に つ いて 、 額 面 金 額 で	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	整 理 基 金 特 別 計 法 第 五 条	千 五 百 九 十 七 万 円	国 債 に つ いて 、 額 面 金 額 で	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	資 金 特 別 計 法 第 一 条	億 五 千 七 百 十 万 円	は 、 額 面 金 額 で	づ き 発 行 し た	る 法 律 第 二 十 一 条	め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 す	十 八 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た

八 最 振替 額 単 位
九 最 低 額 面 金

十 一 発 行 日
十 二 発 行 格 日
口 イ 一 入 札 発 行 格 日
非 競 争 入 札 発 行 格 日
札 発 行 及 入 札 発 行 格 日
び 特 別 債 券 市 場 参 加 者 第 一 次 入 札 格 日
競 争 入 札 格 日
発 行 格 日
利 率
十 三 子 率

十 三 子 率

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成十八年四月二十八日

額面上の金額につき百円十七銭
以上金額百円につき百円十九銭
額面金額百円につき百円十九銭

(一) 年一・四パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた算

式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4 \times 39}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
る所得税が源泉徴収されるも

十四 初期利子

十五 第二期利子以後

償還金額 償還金額 元利支 払場所 入札参加者

のとして振替口座簿中の口座に
 記載又は記録されるものにつ
 ては、前記(一)の算式により算出
 た金額から当該金額に百分の二
 十を乗じた金額へただし、当該
 国債を発行時において取得する
 者が非居住者又は外国法人であ
 る場合には、前記(一)の算式によ
 り算出した金額に当該非居住者又
 は外国法人が適用を受ける所得
 税の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成十八年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十三年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

二十
弘
込
期
日
平
成
十
八
年
四
月
二
十
八
日